

一般社団法人日本地球化学会
学会賞受賞規程

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本地球化学会（以下、「本会」とする。）の学会賞受賞に関する事項を定めることを目的とする。

(学会賞)

第 2 条 本会に、以下の賞を設ける。

- ・ 柴田賞 (The Shibata Award)
- ・ 日本地球化学会賞 (The Geochemical Society of Japan Award)
- ・ 日本地球化学会奨励賞 (The Geochemical Society of Japan Award for Young Researchers)
- ・ 日本地球化学会功労賞 (The Merit Prize of the Geochemical Society of Japan)
- ・ Geochemical Journal 論文賞 (The Geochemical Journal Award)

(柴田賞)

第 3 条 柴田賞は、地球化学の発展に関し、学術上、顕著な功績のあった者に授与する。

(日本地球化学会賞)

第 4 条 日本地球化学会賞は、地球化学の分野で、特に優秀な業績をおさめた本会会員に授与する。

(日本地球化学会奨励賞)

第 5 条 日本地球化学会奨励賞は、地球化学の進歩に寄与するすぐれた研究をなし、なお将来の発展を期待しうる本会会員に授与する。受賞者の年齢は受賞年度の 4 月 1 日において、満 35 才未満であることを要する。

(日本地球化学会功労賞)

第 6 条 日本地球化学会功労賞は、我が国の地球化学あるいは本会の発展に関し特に寄与のあった者または団体に授与する。

(Geochemical Journal 論文賞)

第 7 条 Geochemical Journal 論文賞は、Geochemical Journal に掲載された優れた論文の著者に授与する。

(受賞者選考)

第 8 条 受賞者の選考は、別に定める「受賞者選考細則」により受賞者選考委員会(以下委員会という)において行う。

(選考委員会)

第 9 条 委員会委員は、理事会の承認を経て本会会員の中から会長が委嘱する。ただし委員長は理事であることを要する。

(受賞の決定)

第 10 条 委員会は選考の結果を理事会に報告し、理事会において受賞を決定する。

(受賞内容紹介)

第 11 条 受賞者（日本地球化学会功労賞、**Geochemical Journal** 論文賞を除く）は、受賞から 1 年以内に、受賞の対象となった研究内容を紹介する論文を会誌に投稿するものとする。

(改廃)

第 12 条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、一般社団法人日本地球化学会としての登記の日より施行する。